



双ヶ丘中だより

京都市立双ヶ丘中学校 4/30 第5号 文責 上田

学校教育目標 「探究心を持って未来を創造し、心豊かにたくましく生きぬく生徒の育成」

5月は憲法月間

5月3日は「憲法記念日」です。1945（昭和20）年の8月に戦争が終わり、日本は敗戦の後、平和な国家を築くために、社会の土台となる憲法の制定が始められ、1946（昭和21）年11月3日に日本国憲法が公布され、翌1947（昭和22）年5月3日に施行されました。施行というのは、日本国憲法が効力をもつということです。

日本国憲法の三大原則は「国民主権」・「基本的人権の尊重」・「平和主義」です。「国民主権」とは、日本の政治のあり方を最終的に決めるのは、国民だということです。「基本的人権の尊重」とは、人間が生まれながらにして持つ、侵すことのできない永久の権利として保障され、すべての国民は自由、平等であり、幸福に生きる権利が認められています。ただ、忘れてはいけないことは、基本的人権は自分だけでなく、他者にも認められているのですから他者の人権も尊重しなければならないということです。ここでも他者のことを思いやる気持ちが求められているのです。「平和主義」とは、他国との対立を解決する手段として武力を使わない、つまり戦争をしないということです。

では「基本的人権の尊重」について、少し考えてみましょう。

私たちの生活の中で、いじめや悪質なたずらが後を絶たず、SNSなどによる誹謗中傷や個人情報の流出など改善されない状況がみられます。また小さな子供に対する虐待など許されない事件も報道されています。昨年来、新型コロナウイルス感染者等に対する誹謗・中傷など、基本的人権を侵害する問題が話題になっています。双ヶ丘中学校の生徒の皆さんには、今一度学校生活を振り返って考えてほしいと思います。弱い者いじめや仲間外れ、冗談と言いながら行われるからかいなど・・・いじめや暴力のないそして差別のない一人一人が大切にされ、楽しく学習や部活動ができる学校をつくっていききたいと思います。

このような身近な問題をはじめ、今一度、日本国憲法について「憲法月間」の機会に、ご家庭でも話題にしてほしいと願っています。

緊急事態宣言発出中 感染防止対策を徹底してください

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、4月25日から5月11日（火）まで京都府に緊急事態宣言が発令されています。

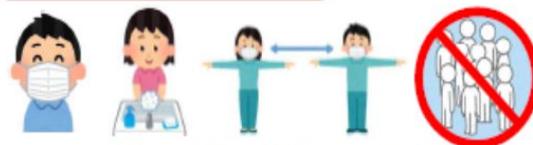
この宣言発令期間中、春季大会や部活動の中止など、ストレスがたまっている人もいます。しかし皆さんの命を守り、医療体制のひっ迫を招かないためにも、収束に向けてもうひと頑張りをお願いします。もし、宣言が延長されるようなことになれば、3年生が楽しみにしている修学旅行をはじめ学校行事にも影響してきます。

皆さん一人ひとり感染対策をしっかり意識した生活を送り、この状況を乗り越えていきましょう。

（裏面に5月の行事予定をのせておきます。ご覧ください。）

* コロナの状況により、変更する場合があります。

基本的な感染症対策の徹底



- マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保
- 3密（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避
- 家庭内でも可能な限りマスクを着用し、身体的距離を確保。ウイルスを持ち込まない

健康観察の再徹底

- 毎日の検温、手洗い、うがいの徹底
- 発熱、風邪の症状があるなど、調子が悪いときは、無理せず休む
- 十分な睡眠とバランスの良い食事を心掛け、免疫力を向上

